

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大野原町ほ場整備土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。

平成19年11月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更前後の別	役員の種類	氏名	住所
変更前	理事	平野 清	観音寺市大野原町有木117番地
変更後	理事	平野 清	観音寺市大野原町有木97番地3